

教職員の長時間過密労働を解消し、すべての子どもたちの学びと成長を保障する教育へ大きく舵を切ろう

中教審は教職員の「働き方改革」について文科省に答申を出しました。その内容は教職員が担うべき業務と、教職員以外で担うべき業務を明確化するなど教職員の長時間過密労働解消の糸口となるような内容がないわけではありません。しかし、根本的な解決となりえる教職員増や標準的な1クラスの人数を減らすことなどが盛り込まれなかったことは多くの教職員や保護者の願いに背を向けるもので大変不満の残る内容です。また、給特法の改正についても答申には盛り込まれませんでした。文科省の試算では全国の教職員の時間外業務を残業代で換算すると少なくとも9000億円になるとしています。わずかな教職調整額で膨大な時間外業務を帳消しにしてきたこの給特法の改正は急務です。教職員の現状を見て見ぬふりをするには限界があります。早急に予算措置をし、給特法の改正と教職員増に本格的に踏み出すべきです。その一方で今まで「自発的な居残り」とされてきた時間外の業務を「勤務時間」に換算したものの、時間外勤務を原則として「月上限45時間、年360時間」以内とする上限を設けることを提言しています。これでは、時間外の勤務はなく、したがって残業手当の支給のない教職員の残業を、上限を設けるとはいえ認めてしまうこととなります。断じて容認できません。

変形労働時間制の提案も大きな問題です。年間を通して長時間過密労働状態に置かれている教職員に対して、増員などのない労働時間の付け替え提案など本末転倒の議論です。見かけの時間外業務時間が少しでも減ればよいという姑息なやり方に過ぎないと言わざるを得ません。いま求められる働き方改革は教職員という枠を超え、労働者すべての残業をなくし、男女を問わず、仕事以外の時間を有効に活用し、憲法で保障された健康で文化的な生活を営むことです。時間無制限で働くことの異常さを改めて認識し、教職員の増と業務の見直しを管理する側からおこなっていくことをもとめていきましょう。

現政府とグローバル企業を中心とした経営者たちは教育をすべての子どもたちの学びと成長を保障するものから、一部の国や企業に役立つ人づくりをするものへと変貌させようとしています。こうした動きは新学習指導要領にも色濃く反映されています。私たちは公教育に携わるものとしてすべての子どもたちの学びと成長を保障する教育への転換を改めてもとめます。このことは国際社会がもめているものでもあります。

全国で奮闘する教職員のみならず保護者や子どもたちの願いである教員増による長時間過密労働の解消、大幅な教育費の増額、すべての子どもたちの学びと成長の保障を求めて国、県市町村教委に訴えていくことをここに宣言します。

以上、決議します